

「救済給付」ではなく労災認定

大阪●旧ソ連船専門商社員の中皮腫

救済給付>労災認定の怪

年間約1,400人以上が死亡している中皮腫。石綿曝露特有の悪性腫瘍である。いわゆる労災補償（労災保険、船員保険、新法による時効救済）による認定件数は、2013年度535件である（船員保険8件、新法時効救済7件を含む）。

一方、労災補償が受けられない場合を対象として、石綿健康被害救済法（いわゆる新法）による「救済給付」が2006年3月から行われ、2013年度の救済給付の認定件数は652件である。

労災補償が受けられない、つまり、労働者としての作業で石綿曝露を受けていないケースが、相対的に、こんなに多いはずはないのではないか。

救済給付は、労災補償と比べた場合、遺族に対する給付がないなど、給付額・内容が多く見劣りしている。

救済給付については、環境再生保全機構が申請を受け付けて認定作業を行っているのだが、「中皮腫との確定診断がある」場合は、即、認定される判定要件を採用している。

一方、労災補償においては、認定基準に定められている石

綿曝露作業への従事の有無と程度が問題にされ、中皮腫の非常に長い潜伏期間の壁に阻まれて、「曝露が確認できない」といった理由で不支給となる場合が相当数ある。

そのため、中皮腫の方の場合、まずは救済給付を申請し、さらに労災を同時平行して申請するケースが多い。

救済給付が認定されやすいという事情や労災請求に伴う手続き等の難しさが災いして、労災認定されるべきケースが救済給付だけにとどまっているのではないか。そのために、労災補償件数を救済給付認定件数が上回ってしまっているのではないかと、との懸念がぬぐえないのだ。

「原因」に思い当たらず

実際、救済給付をすでに受けている方の相談を受けて、労災請求を行い、労災認定に至るケースが後を絶たない。

田村勝也さん（現在58歳、男性）もその一人だ。

田村さんは、1960年9月頃から87年3月頃におけるソ連船相手の専門商社株式会社ドルジバに在籍中に、原料石綿を運搬したソ連貨物船にたびたび立ち入り、また、ソ連シベリアにあったコ

マツのダンプトラック修理工場に通訳としてもたびたび立ち入りしており、いわゆる間接的な石綿曝露を受けたとみられた。

昨年7月、当センターへ田村さんの友人である大原一郎・河内長野市議を介して相談があり、職業歴を聞いて浮かび上がってきたのが、その履歴だった。

当センターと話をするまで、田村さんはそうしたところに石綿曝露原因があるとは気がついていなかった。

相談後すぐに救済給付の申請を行い、つづけて10月はじめに横浜南労基署に労災請求を行った。10月28日、大阪南労基署で本人の聴取が実施された。

港湾での石綿荷役であることから、この問題に詳しい戸崎正己全港湾神戸弁天浜支部書記長に協力を仰ぎ、意見書を作成して労基署に提出した。

その結果、まず、救済給付の認定通知が届き、そして12月下旬には労災の支給決定通知が届いた。

その間、田村さんは中皮腫のある胸膜摘出手術を受け、現在は、抗がん剤投与中だ。

労災認定されたことが大きな光明となったことは間違いのない。

ソ連産石綿

田村さんは、大半を神戸港に入港するソ連船を相手として仕事をした。入港時、乗船し、船内各部署から注文をとり、物資、業務を提供するというもので、ほとんど毎日、神戸港のソ連貨物船を訪船していた。



立造船のドック入りに1か月つきあったこともあった。

また、当時のソ連船では、蒸気を利用したクレーンが使用され、スチーム暖房が実施されていたことから、甲板を含め船内の生活空間において、蒸気配管がいたるところになされていた。配管には石綿が巻かれ、石綿は被覆のないむき出しの状態だったので、接触、劣化、振動で飛散状況にあった。

こうした石綿荷役由来の曝露のほかからの曝露も無視できないものだった。

シベリア

田村さんは1986年初夏から1987年3月まで、シベリア地方の小松製作所製のダンプトラック整備工場に通訳として常駐した。

当時、小松製作所はダンプトラックをソ連に輸出し、その整備工場に社員を派遣しており、田村氏はその通訳として、常時、社員に同行し、つまりは整備工場に常駐し、現場に頻繁に立ち入り、整備の現場に立ち会って

いた。

整備工場では整備、補修されていたのは、小松製作所のHD1200という電気駆動車だった（写真—シベリアにて1986年8月27日撮影）。

工場に車輛がもちこまれると、現場に行き、一日のうち3時間程度は修理工場の中にいた。よく問題になっていたのは電動モーター

の駆動部分で、それをあけてはずすと、ブレーキドラムなどがあったと、田村さんは記憶している。

車両に使用されるブレーキライニングなどは、当時は石綿製品であったと考えられる。

コマツグループのHPでは、早くは「1992年3月からノンアスベスト化している」との記載があり、当時のダンプトラックに石綿が使用されていたことは確かだろう。

横浜南労基署が、以上のような、職業的な石綿への（間接）曝露を認め、迅速に労災認定したことは評価できる。

田村さんはいま、術後の抗がん剤治療の副作用に耐えながら、親やウクライナ人の妻のためにもなんとか治りたい、生きながらえたいと願っている。



（関西労働者安全センター）

船舶用資材取扱いで肺がん 神奈川●石綿曝露作業を時間刻みで立証

Mさんの肺がんが、アスベスト曝露が原因であるとして労災認定された。Mさんは、1952年11月から少なくとも18年5か月間、アスベスト製品を含む船舶用資材の仕入れ、保管、加工、販売に携わっていた。残念ながらMさんは労災認定の知らせを受けた約1か月後にお亡くなりになってしまった。相談を受けてから約1年

間、Mさんと労災認定のためにいろいろと調査し歩んできたので、その記録をまとめる。

Mさんには、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会「神奈川支部」設立にむけての準備会にも参加していただいた。Mさんが労災認定のためにご苦労された経験と、アスベスト被災者の根絶および補償救済に力を注ぎた